

平成 25 年 9 月 9 日

## S B J ダイレクト利用規定一部変更のお知らせ

平成 25 年 9 月 9 日（月）より、SBJ ダイレクトの取扱通貨（英ポンド）拡大に伴い、「SBJ ダイレクト利用規定」の記載内容について、下記の通り変更がございますのでご案内申し上げます。

## 記

## 【変更内容（変更部分のみ抜粋）】

旧	新
<p>第9条 外貨預金取引</p> <p>1. 取引の内容</p> <p>お客さまご本人名義の外貨預金口座（ウォン建・米ドル建・ユーロ建）を開設することができます。（以下、「外貨預金」といいます。）この場合、お客さまがインターネットバンキングを利用して作成した預金口座の管理店は、当該資金を出金した普通預金口座（出金登録口座）の管理店と同一店となります。このとき開設した外貨預金口座の届け出印は、「共通印鑑届」の届け出印と共通とします。また、インターネットバンキングにて開設した預金口座は、通帳、証書等は、発行いたしません。（略）</p>	<p>第9条 外貨預金取引</p> <p>1. 取引の内容</p> <p>お客さまご本人名義の外貨預金口座（ウォン建・米ドル建・ユーロ建・英ポンド建）を開設することができます。（以下、「外貨預金」といいます。）この場合、お客さまがインターネットバンキングを利用して作成した預金口座の管理店は、当該資金を出金した普通預金口座（出金登録口座）の管理店と同一店となります。このとき開設した外貨預金口座の届け出印は、「共通印鑑届」の届け出印と共通とします。また、インターネットバンキングにて開設した預金口座は、通帳、証書等は、発行いたしません。（略）</p>

以上

お問い合わせ先

株式会社 S B J 銀行

コールセンター：フリーダイヤル 0120-015-017

携帯・PHS から 03-4560-8017（有料）

受付時間 平日 9:00～18:00

ホームページ URL : <http://www.sbjbank.co.jp/>